

令和3年第10回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和3年第10回教育委員会定例会議事日程

令和3年10月25日（月）

午後1時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第19号 多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第20号 成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和3年第9回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

9月30日、多賀城市感染症災害対策本部会議が開催され、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた本市の対応等を協議しました。9月30日現在の対応状況は、別表のとおりです。

9月4日に開会した「令和3年第3回多賀城市議会定例会」は、10月4日に閉会しました。教育委員会関係議案は、前回の定例会で臨時代理事務報告をいたしました「令和2年度多賀城市一般会計歳入歳出決算」及び「令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」について、原案どおり可決されました。

10月1日、「第5回二市三町教育長会議」が利府町で開催され、教育長が出席しました。

10月7日、「仙台管内教育委員会協議会」が県合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

10月8日、小中学校の終業式が行われました。10月11日及び12日の2日間の秋季休業日を経て、13日に二学期の始業式を迎えました。

10月20日、「宮城県都市教育長協議会教育長・総務主管課長会議」が栗原市で開催され、教育長及び次長が出席しました。

来年度の新入学児童を対象とした「就学時健康診断」は、10月20日の山王小学校を皮切りに、10月28日に天真小学校、11月5日に多賀城小学校、11月16日に多賀城東小学校、11月19日に城南小学校、11月24日に多賀城八幡小学校の順で実施します。10月1日現在の対象児童数は、全小学校で558名となっております。

小中学校の修学旅行は、城南小学校、天真小学校、高崎中学校及び第二中学校で終了しました。

■生涯学習課関係

10月10日、「第23回多賀城万葉まつり」が文化センター大ホールを会場に関係者のみで開催されました。万葉まつりの映像はウェブで生配信されました。

10月22日、「令和3年度第1回多賀城市社会教育委員会」が開催され、令和2年度社会教育関係事業実績や令和3年度社会教育事業について審議がされました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

10月6日、全国史跡整備市町村協議会大会がオンライン形式により開催され、市長が出席しました。

10月15日、歴史的食文化体験学習の一環として、今年田植えをした古代米の稲刈りを市川字館前地区で実施し、城南小学校5年生121名が参加しました。

10月16日、宮城県が政庁南大路開通式を、多賀城市が多賀城南門建設現場見学会を、市川区住民を対象として開催しました。

10月21日、第13回多賀城南門等復元整備検討委員会を開催しました。

10月1日から12月19日までの間、市制施行50周年記念事業として、令和3年度企画展「多賀城への道ー地域を繋ぐ人と交通の古代史ー」を埋蔵文化財調査センター2階展示室において、10月1日から12月12日までの間、写真展「古写真で見る多賀城の移り変わり」を埋蔵文化財調査センター3階展示室において開催しています。

10月23日には、関連企画として、記念講演会「古代の交通と東北地方」を文化センター展示室において開催しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和3年10月15日現在)

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
9月30日	青少年教育講座「小学生のためのパソコンプログラミング入門講座」 講師：国府多賀城科学の森 新妻幹也氏	8名	中公

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
10月13日	高齢者教育事業「山王大学 後期第1回 脳トレ！ 筋トレスクエアステップ」 講師：大代地区公民館長	10名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
10月9日	地域交流事業「大代地区公民館まつり」 ※一般公開なし	55名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
9月16日～ 10/5	「東日本・家族応援プロジェクト in 多賀城 2021 団士郎家族漫画展」	-	市図
10月1日	「朝活 Good morning YOGA」	5名	市図
10月2日	「団士郎家族漫画展ワークショップ うたとおはなしと伝承遊びを楽しもう」	56名	市図
10月2日	「団士郎家族漫画展 団士郎の漫画トーク」	14名	市図

10月3日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ ハロウィンリース」	13名	市図
10月6日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	5名	市図
10月9日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	4名	市図
10月10日	「親子で一緒に 図書館探検隊！」	4名	市図
10月10日	「多賀城歴史トーク 遺跡から出土した古代の文字資料「木簡」を知る」	11名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
9月30日～ 10月13日 (計5回)	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」	74名	ヘルス 大公 山公
9月30日～ 10月15日 (計9回)	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：高橋多賀モリ会、鶴ヶ谷多賀モリ会、鶴ヶ谷はつらつ会、スマイル桜木、トゥインクルたがじょう、志引保育所、食生活改善推進員育成研修会、東田中南多賀モリ会	174名	市内
10月3日	社会体育事業「元気隊」	22名	総体
10月10日	社会体育事業「スポーツフェスティバル」	938名	総体
10月14日	社会体育事業「学校体育を克服！運動教室 後期」	14名	総体

【凡例】

中公：中央公民館
市図：市立図書館

山公：山王地区公民館
総体：総合体育館

大公：大代地区公民館
ヘルス：シルバーヘルスプラザ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本市の対応について

令和3年9月30日

1 対応期間 10月1日から

2 施設及び事業の対応について

(1) 保健福祉部

No	施設・事業	9月13日から9月30日までの対応	10月1日からの対応
1	太陽の家	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察の徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・園内の全体活動は当面見合わせ、クラス活動を行う ・園児以外が参加する行事・イベントは内容により実施	左記から変更なし
2	コスモスホール	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施 ・本人及び家族の健康観察を徹底し、発熱・風邪症状・普段と違う様子の場合は自宅休養 ・施設外への外出・飲食を伴うイベントは内容により実施	左記から変更なし
3	トウインクルたがじょう	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら当面の間、一部利用を制限し実施 ・施設：施設内外の清掃、消毒、換気 ・職員：検温と手洗い、マスク着用 ・利用者：自宅での検温、マスク着用の依頼 ●主な一部利用制限内容 ・各プログラムの利用人数を調整して実施 ・食品を扱うプログラムは中止 ・施設外プログラム(企業見学・体験等)は中止	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら当面の間、一部利用を制限し実施 ・施設：施設内外の清掃、消毒、換気 ・職員：検温と手洗い、マスク着用 ・利用者：自宅での検温、マスク着用の依頼 ●主な一部利用制限内容 ・各プログラムの利用人数を調整して実施 ・食品を扱うプログラムは中止 ・施設外プログラム(企業見学・体験等)の再開
4	放課後児童クラブ	3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して実施。 ●対応内容 ・施設：館内外の清掃、館内及び遊び道具の消毒、換気の徹底 ・職員：毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・児童：登級前の検温、マスク着用の依頼	左記から変更なし
5	児童館・児童センター	・感染状況を確認しながら、イベントを実施 3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して開館 ●対応内容 ・施設：館内外の清掃、館内及び遊び道具の消毒、換気の徹底 ・職員：毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者：来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒	左記から変更なし

No	施設・事業	9月13日から9月30日までの対応	10月1日からの対応
6	子育てサポートセンター	<p>3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して開館。</p> <p>●一部制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間及び人数を制限すること(当面の間、ひるば、一時預かりの利用を市民に限定すること(一時預かりについて、既に予約をしている方は利用可)) ・感染状況を確認しながら、イベントを実施 <p>●対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設:館内外の清掃、館内及び共用玩具・遊具の消毒、換気の徹底、館内での飲食中止 ・職員:毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者:来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒 	<p>3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら、安全に配慮して開館。</p> <p>●一部制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間及び人数を制限すること ※左記下線部分を削除 ・感染状況を確認しながら、イベントを実施 <p>●対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設:館内外の清掃、館内及び共用玩具・遊具の消毒、換気の徹底、館内での飲食中止 ・職員:毎朝の検温と体調確認、常時マスク着用、出入りの際の手指の消毒を厳格に実行 ・利用者:来館前の検温、マスク着用の依頼、出入りの際の手指の消毒
7	保育所等 (民間保育所等への呼びかけを含む)	<p>●国等の示す方針等に基づき、3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら、以下の点について安全に配慮して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風邪のような症状のある児童の通所を控えるよう呼びかけ ・施設入出者への手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒液による手指消毒の励行 ・こまめな換気の実施 ・保育中におけるクラス合同保育の必要最低限の実施 <p>●利用児童や送迎等に関わる保護者以外の参加等がある行事や活動等は自粛や事業内容見直し</p>	左記から変更なし
8	シルバーヘルスプラザ	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応、入館時の手指消毒、利用者名簿の作成や検温を行いながら、当面の間、一部利用制限を付して開館</p> <p>●主な一部利用制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ利用 ・利用時間・利用人数を制限すること <p>●利用者に遵守いただく事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全体の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること <p>●施設の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認 	左記から変更なし
9	シルバーワークプラザ	<p>3密の回避などの感染拡大を予防する対応を行いながら開館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設:館内外の清掃、消毒、換気 ・職員:検温と手洗い、マスク着用 ・利用者:健康状態聞き取り、手洗い(消毒) 	左記から変更なし

資料03新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本市の対応

No	施設・事業	9月13日から9月30日までの対応	10月1日からの対応
10	屋内ゲートボール場 屋外ゲートボール場	<p>3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら当面の間、一部利用を制限して開館</p> <p>●主な一部利用制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体に限定 <p>※既に予約している団体で、中止できない利用については、<u>感染予防の徹底を要請</u></p> <p>●利用者に遵守いただく事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全体の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること <p>●施設の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 <p>・利用予約時の制限内容や要請内容の周知</p> <p>・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認</p>	<p>3密の回避など感染拡大を予防する対応を行いながら当面の間、一部利用を制限して開館</p> <p>●主な一部利用制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体に限定 <p>※左記下線部分を削除</p> <p>●利用者に遵守いただく事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全体の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること <p>●施設の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 <p>・利用予約時の制限内容や要請内容の周知</p> <p>・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認</p>

(2) 教育委員会

No	施設・事業	9月13日から9月30日までの対応	10月1日からの対応
1	市立小中学校	<p>学習教育活動継続のために以下の事項に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策の徹底 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業を含めた効果的な授業の実施 	<p>学習教育活動継続のために以下の事項に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策の徹底 ・遠隔授業を含めた効果的な授業の実施
2	市民会館	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容</p> <p>□開館時間を20時まで短縮(通常21時30分)</p>	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容</p> <p>□開館時間は通常時の21時30分までとする。</p>
3	中央公民館	<p>(既に施設利用許可を受けたもの及び予約を行っているものは20時以降も使用可)</p> <p>□飛沫感染・接触感染等のリスクの低減に努めることを前提に、宮城県の方針に準じ、<u>施設の利用形態(大声での歓声、声援等の想定の有無)に応じて、</u>収容率(利用人数)を制限すること。</p>	<p>□飛沫感染・接触感染等のリスクの低減に努めることを前提に、宮城県の方針に準じ、収容率(利用人数)を制限すること。</p> <p>□十分な換気の実施</p>
4	山王地区公民館	<p>□十分な換気の実施</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>	<p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>
5	大代地区公民館	<p>【主催事業】再開</p>	

No	施設・事業	9月13日から9月30日までの対応	10月1日からの対応
6	総合体育館	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容 <input type="checkbox"/>開館時間を20時まで短縮(通常21時) (既に施設利用許可を受けたもの及び予約を行っているものは20時以降も使用可) <input type="checkbox"/>更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。 <input type="checkbox"/>利用人数を制限:飛沫感染・接触感染等のリスクの低減に努めることを前提に、宮城県の方針に準じ、施設の利用形態(大声での歓声、声援等の想定の有無)に応じて、収容率(利用人数)を制限すること。</p> <p><input type="checkbox"/>十分な換気の実施</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p> <p>【主催事業】再開</p>	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容 <input type="checkbox"/>開館時間は通常時の21時までとする。(日曜及び休日は開館時間が異なります。)</p> <p><input type="checkbox"/>更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。 <input type="checkbox"/>利用人数を制限:飛沫感染・接触感染等のリスクの低減に努めることを前提に、宮城県の方針に準じ、収容率(利用人数)を制限すること。</p> <p><input type="checkbox"/>十分な換気の実施</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>
7	市民プール	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館</p> <p>●主な一部利用制限内容 <input type="checkbox"/>開館時間を20時まで短縮(通常21時) (既に施設利用許可を受けたもの及び予約を行っているものは20時以降も使用可) <input type="checkbox"/>更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p> <p>【主催事業】再開</p>	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館</p> <p>●主な一部利用制限内容 <input type="checkbox"/>開館時間は通常時の21時までとする。(日曜及び休日は開館時間が異なります。)</p> <p><input type="checkbox"/>更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。 ※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>
8	市民テニスコート	<p>【施設】 3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、入口での手指消毒、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館</p> <p>●主な一部利用制限内容 <input type="checkbox"/>更衣室、シャワー室を利用する場合は、人数制限等の条件を設定すること。</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p> <p>【主催事業】再開</p>	左記から変更なし

No	施設・事業	9月13日から9月30日までの対応	10月1日からの対応
9	多賀城公園野球場	<p>【施設】 3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用(運動時を除く。))、手洗いの実施、チェックリストの確認や利用者名簿の作成など)を行いながら、次の一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容 □利用者の特定 →利用者が特定できること。</p>	左記から変更なし
10	中央公園	<p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる</p> <p>【主催事業】再開</p>	
11	市立図書館	<p>【施設】 3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら、一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容 □開館時間を20時まで短縮(通常21時30分) □利用制限サービス</p> <p>・学習スペース(座席数等)の制限</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p> <p>【主催事業】再開</p>	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら、一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容 □開館時間は通常時の21時30分までとする。 □利用制限サービス</p> <p>・学習スペース(座席数等)の制限</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>
12	埋蔵文化財調査センター展示室	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら、制限を解除する。</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p> <p>【主催事業】再開</p>	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら開館。 <u>希望者に対する展示解説の再開。</u></p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>
13	多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館(史遊館)	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら、制限を解除する。</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p> <p>【主催事業】再開</p>	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応(マスクの着用、入口での手指消毒等)を行いながら開館。 <u>希望者に対する展示解説の再開。</u></p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。施設管理者の定めによる。</p>
14	学校施設開放	<p><u>開館時間を20時まで短縮(通常21時)</u> (既に施設利用許可を受けたもの及び予約を行っているものは20時以降も使用可) ※屋外夜間照明灯設置の山王小学校校庭は21時まで利用可能とする。 施設の利用の際は、3密の回避など、感染拡大を予防する対応を条件とする</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。事業管理者の定めによる。</p>	<p>【屋内施設】 開館時間は通常時の21時までとする。</p> <p>【屋内・屋外施設】 施設の利用の際は、3密の回避など、感染拡大を予防する対応を条件とする</p> <p>※その他、感染拡大予防策や利用制限(利用上のルール)に関する詳細事項あり。事業管理者の定めによる。</p>

(3) 総務部

No	施設・事業	9月13日から9月30日までの対応	10月1日からの対応
1	市民活動サポートセンター	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容 ・開館時間を20時まで短縮(通常21時30分) (既に予約している団体については20時以降も使用可) ・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。 ・フリースペースの利用についても申出制とする。 ●利用者に遵守いただく事項 ・マスク着用の徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認</p>	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容 ・開館時間は通常時の21時30分までとする。 ・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。 ・フリースペースの利用についても申出制とする。 ●利用者に遵守いただく事項 ・マスク着用の徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・机等の配置の変更 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認</p>
2	さんみらい多賀城イベントプラザ	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容 ・開館時間を20時まで短縮(通常21時) (既に予約している団体については20時以降も使用可) ・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。 ・更衣室、シャワー室の利用は1名ずつとする。 ●利用者に遵守いただく事項 ・運動時以外のマスク着用の徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認</p>	<p>3密の回避など、感染拡大を予防する対応を行いながら、一部利用制限を付して開館</p> <p>●利用制限内容 ・開館時間は通常時の21時までとする。 ・不特定多数の利用があるイベントの利用は不可とする。 ・更衣室、シャワー室の利用は1名ずつとする。 ●利用者に遵守いただく事項 ・運動時以外のマスク着用の徹底 ・手の消毒(施設に消毒液の設置) ・体調不良者の利用自粛 ・可能な限り3密を避けること ・利用者全員の連絡先の把握 ・利用後、2週間以内に感染が判明した場合、施設へ連絡すること ・施設内で飲食する場合は、対面を避け、周囲と距離をとるなど、感染防止に努めること ●施設の対応 ・換気の徹底 ・施設、設備等の消毒 ・利用予約時の制限内容や要請内容の周知 ・利用時に制限内容や遵守事項が守られているかを確認</p>

令和3年10月25日提出

多賀城市教育委員会
 教育長 麻生川 敦

議案第 19 号

多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 10 月 25 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(多賀城市教育財産管理規則の一部改正)

第1条 多賀城市教育財産管理規則(平成8年多賀城市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号から様式第6号までの規定中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

(多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則の一部改正)

第2条 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則(昭和62年多賀城市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

(多賀城市立図書館条例施行規則の一部改正)

第3条 多賀城市立図書館条例施行規則(平成28年多賀城市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

●生年月日	年 月 日	●性別	男／女	を
-------	-------	-----	-----	---

」

「

●生年月日	年 月 日	に改める。
-------	-------	-------

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存する様式は、当分の間、必要な調整を行い、使用することができる。

多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則について

1 改正の趣旨

(1) 押印等の見直し

「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」で、国の行政手続において、書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直しを行うこととされており、地方公共団体においても、同様の取組を実施することが求められている。

行政手続のデジタル化の端緒として、国において押印又は署名押印（以下「押印等」という。）を見直す法令の改正が進められており、多賀城市教育委員会においても押印等の見直しに取り組むことから、「多賀城市教育財産管理規則（平成8年多賀城市教育委員会規則第5号）」及び「多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則（昭和62年多賀城市教育委員会規則第3号）」の一部について、改正するもの

(2) 性別記載の見直し

多賀城市が令和3年4月に策定した「第2次多賀城市男女共同参画推進計画」に掲げる重点項目「多様性の理解と尊重」の実現に向けた取組の一つとして、同計画に「公文書における性別記載欄の要・不要の検討」を記載している。

性別に係る多様性を認め合い、市民一人ひとりが自分らしく住み続けることができる社会を実現するため、多賀城市教育委員会が行う行政手続における性別の記載の見直しに取り組むことから、「多賀城市立図書館条例施行規則（平成28年多賀城市教育委員会規則第7号）」の一部について、改正するもの

2 改正の内容

多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性別記載の見直しの取組に基づき、次に掲げる改正を行うもの

(1) 多賀城市教育財産管理規則（第1条関係）

教育財産の使用の許可を受けようとする者及び教育財産の使用料の減免を受けようとする者が行う申請等に係る押印等の規定について、所要の改正を行うもの

(2) 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則（第2条関係）

多賀城市埋蔵文化財調査センターに所蔵されている資料の貸し出しを受けようとする者が行う申請、特別観覧料の返還を受けようとする者が行う申請及び特別観覧料の免除を受けようとする者が行う申請に係る押印等の規定について、所要の改正を行うもの

(3) 多賀城市立図書館条例施行規則（第3条関係）

多賀城市立図書館における個人利用の登録を受けようとする者が行う申し込みに係る性別記載の規定について、所要の改正を行うもの

3 施行期日

令和3年11月1日から施行する。

多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則新旧対照表

第1条の規定による改正（多賀城市教育財産管理規則の一部改正）

新	旧
多賀城市教育財産管理規則 平成8年3月22日 多賀城市教育委員会規則第5号	多賀城市教育財産管理規則 平成8年3月22日 多賀城市教育委員会規則第5号
本則 略	本則 略
附則 略	附則 略
様式第1号 略	様式第1号 略
様式第2号 <u>別紙のとおり</u>	様式第2号 <u>別紙のとおり</u>
様式第3号 略	様式第3号 略
様式第4号 <u>別紙のとおり</u>	様式第4号 <u>別紙のとおり</u>
様式第5号 <u>別紙のとおり</u>	様式第5号 <u>別紙のとおり</u>
様式第6号 <u>別紙のとおり</u>	様式第6号 <u>別紙のとおり</u>
様式第7号 略	様式第7号 略

別紙 多賀城市教育財産管理規則様式第2号

新	旧																								
様式第2号（第7条関係）	様式第2号（第7条関係）																								
教育財産使用許可申請書	教育財産使用許可申請書																								
年 月 日	年 月 日																								
多賀城市教育委員会教育長 殿	多賀城市教育委員会教育長 殿																								
申請人 住所 氏名	申請人 住所 氏名																								
—	⑩																								
下記のとおり教育財産の使用許可を願いたく、関係書類を添えて申請します。	下記のとおり教育財産の使用許可を願いたく、関係書類を添えて申請します。																								
記	記																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>財産の所在</td><td></td></tr> <tr><td>区 分</td><td></td></tr> <tr><td>種 目</td><td></td></tr> <tr><td>数 量</td><td></td></tr> <tr><td>使用期間</td><td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr><td>使用目的</td><td></td></tr> </table>	財産の所在		区 分		種 目		数 量		使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	使用目的		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>財産の所在</td><td></td></tr> <tr><td>区 分</td><td></td></tr> <tr><td>種 目</td><td></td></tr> <tr><td>数 量</td><td></td></tr> <tr><td>使用期間</td><td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr><td>使用目的</td><td></td></tr> </table>	財産の所在		区 分		種 目		数 量		使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	使用目的	
財産の所在																									
区 分																									
種 目																									
数 量																									
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで																								
使用目的																									
財産の所在																									
区 分																									
種 目																									
数 量																									
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで																								
使用目的																									
添付書類 位置図 実測図 利用計画図	添付書類 位置図 実測図 利用計画図																								
<p>暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所管の警察署へ照会することがあります。</p> <p>許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可の取消し等を行います。</p>	<p>暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所管の警察署へ照会することがあります。</p> <p>許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可の取消し等を行います。</p>																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">主管課又は教育機関使用欄</th> </tr> <tr> <td style="width:15%;">進達事項等</td> <td>上記については、事業運営及び維持管理上支障がありません。 あります。</td> </tr> <tr> <td>主管課長又は教育機関の長</td> <td style="text-align: right;">⑩</td> </tr> </table>	主管課又は教育機関使用欄		進達事項等	上記については、事業運営及び維持管理上支障がありません。 あります。	主管課長又は教育機関の長	⑩	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">主管課又は教育機関使用欄</th> </tr> <tr> <td style="width:15%;">進達事項等</td> <td>上記については、事業運営及び維持管理上支障がありません。 あります。</td> </tr> <tr> <td>主管課長又は教育機関の長</td> <td style="text-align: right;">⑩</td> </tr> </table>	主管課又は教育機関使用欄		進達事項等	上記については、事業運営及び維持管理上支障がありません。 あります。	主管課長又は教育機関の長	⑩												
主管課又は教育機関使用欄																									
進達事項等	上記については、事業運営及び維持管理上支障がありません。 あります。																								
主管課長又は教育機関の長	⑩																								
主管課又は教育機関使用欄																									
進達事項等	上記については、事業運営及び維持管理上支障がありません。 あります。																								
主管課長又は教育機関の長	⑩																								

別紙 多賀城市教育財産管理規則様式第4号

新	旧																								
<p>様式第4号（第9条関係）</p> <p>教育財産使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>多賀城市教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請人 住所 氏名 ー</p> <p>下記のとおり教育財産使用料の減免を受けたいので、申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">財産の所在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種目及び数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減免を受けようとする理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	財産の所在		種目及び数量		使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	使用目的		減免を受けようとする理由		備考		<p>様式第4号（第9条関係）</p> <p>教育財産使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>多賀城市教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請人 住所 氏名 ㊟</p> <p>下記のとおり教育財産使用料の減免を受けたいので、申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">財産の所在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種目及び数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減免を受けようとする理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	財産の所在		種目及び数量		使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	使用目的		減免を受けようとする理由		備考	
財産の所在																									
種目及び数量																									
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで																								
使用目的																									
減免を受けようとする理由																									
備考																									
財産の所在																									
種目及び数量																									
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで																								
使用目的																									
減免を受けようとする理由																									
備考																									

別紙 多賀城市教育財産管理規則様式第5号

新	旧																				
<p>様式第5号（第12条関係）</p> <p>教育財産現状変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>多賀城市教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請人 住所 氏名 ー</p> <p>教育財産を下記のとおり現状変更したいので、承認願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用許可物件 財産の所在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種目及び数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用許可年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現状変更を必要とする理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更の概要</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 施行図面、仕様書等変更内容を証する書類</p>	使用許可物件 財産の所在		種目及び数量		使用許可年月日		現状変更を必要とする理由		変更の概要		<p>様式第5号（第12条関係）</p> <p>教育財産現状変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>多賀城市教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請人 住所 氏名 ㊟</p> <p>教育財産を下記のとおり現状変更したいので、承認願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用許可物件 財産の所在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種目及び数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用許可年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現状変更を必要とする理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更の概要</td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 施行図面、仕様書等変更内容を証する書類</p>	使用許可物件 財産の所在		種目及び数量		使用許可年月日		現状変更を必要とする理由		変更の概要	
使用許可物件 財産の所在																					
種目及び数量																					
使用許可年月日																					
現状変更を必要とする理由																					
変更の概要																					
使用許可物件 財産の所在																					
種目及び数量																					
使用許可年月日																					
現状変更を必要とする理由																					
変更の概要																					

別紙 多賀城市教育財産管理規則様式第6号

新	旧																												
様式第6号（第14条関係）	様式第6号（第14条関係）																												
り災等届	り災等届																												
年 月 日	年 月 日																												
多賀城市教育委員会教育長 殿	多賀城市教育委員会教育長 殿																												
申請人 住所 氏名	申請人 住所 氏名																												
教育財産を下記のとおり滅失（き損）したのでお届けします。	教育財産を下記のとおり滅失（き損）したのでお届けします。																												
記	記																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20%;">使用許可物件 財産の所在</td><td></td></tr> <tr><td>種目及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>使用許可年月日</td><td></td></tr> <tr><td>滅失（き損）の 事由発生年月日</td><td></td></tr> <tr><td>滅失（き損）の 原因</td><td></td></tr> <tr><td>滅失（き損）の 程度</td><td></td></tr> <tr><td>損害見積額</td><td></td></tr> </table>	使用許可物件 財産の所在		種目及び数量		使用許可年月日		滅失（き損）の 事由発生年月日		滅失（き損）の 原因		滅失（き損）の 程度		損害見積額		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20%;">使用許可物件 財産の所在</td><td></td></tr> <tr><td>種目及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>使用許可年月日</td><td></td></tr> <tr><td>滅失（き損）の 事由発生年月日</td><td></td></tr> <tr><td>滅失（き損）の 原因</td><td></td></tr> <tr><td>滅失（き損）の 程度</td><td></td></tr> <tr><td>損害見積額</td><td></td></tr> </table>	使用許可物件 財産の所在		種目及び数量		使用許可年月日		滅失（き損）の 事由発生年月日		滅失（き損）の 原因		滅失（き損）の 程度		損害見積額	
使用許可物件 財産の所在																													
種目及び数量																													
使用許可年月日																													
滅失（き損）の 事由発生年月日																													
滅失（き損）の 原因																													
滅失（き損）の 程度																													
損害見積額																													
使用許可物件 財産の所在																													
種目及び数量																													
使用許可年月日																													
滅失（き損）の 事由発生年月日																													
滅失（き損）の 原因																													
滅失（き損）の 程度																													
損害見積額																													
添付書類 見積書、現状写真等	添付書類 見積書、現状写真等																												

第2条の規定による改正（多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則の一部改正）

新	旧
多賀城市埋蔵文化財調査センター条例 施行規則 昭和62年3月4日 多賀城市教育委員会規則第3号 本則 略 附則 略 様式第1号 <u>別紙のとおり</u> 様式第2号 <u>別紙のとおり</u> 様式第3号 <u>別紙のとおり</u>	多賀城市埋蔵文化財調査センター条例 施行規則 昭和62年3月4日 多賀城市教育委員会規則第3号 本則 略 附則 略 様式第1号 <u>別紙のとおり</u> 様式第2号 <u>別紙のとおり</u> 様式第3号 <u>別紙のとおり</u>

別紙 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則様式第1号

新					旧					
様式第1号（第8条関係）					様式第1号（第8条関係）					
所蔵資料貸出承認申請書 年 月 日 多賀城市教育委員会殿 申請者 住所 団体名 代表者名 連絡先 下記のとおり貴館所蔵資料の貸出しを受けたいので申請します。 記					所蔵資料貸出承認申請書 年 月 日 多賀城市教育委員会殿 申請者 住所 団体名 代表者名 連絡先 下記のとおり貴館所蔵資料の貸出しを受けたいので申請します。 記					
利用目的					利用目的					
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日				貸出期間	年 月 日～ 年 月 日				
利用場所					利用場所					
利用方法					利用方法					
貸出資料	記号・番号	品名	数量	備考	貸出資料	記号・番号	品名	数量	備考	
輸送方法					輸送方法					
取扱責任者					取扱責任者					
備考					備考					
注 貸出しを受ける所蔵資料が寄託物であるときは、寄託者の承諾書を併せて提出すること。					注 貸出しを受ける所蔵資料が寄託物であるときは、寄託者の承諾書を併せて提出すること。					

別紙 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則様式第2号

新	旧																																										
<p>様式第2号（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">特別観覧料返還申請書</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">多賀城市教育委員会教育長 殿</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申請者住所 氏名 連絡先</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">下記のとおり特別観覧料の返還を受けたいので申請します。 記</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">返還申請の理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>返 還 額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	特別観覧料返還申請書		年 月 日	多賀城市教育委員会教育長 殿			申請者住所 氏名 連絡先	—		下記のとおり特別観覧料の返還を受けたいので申請します。 記			返還申請の理由			返 還 額	円		備 考			<p>様式第2号（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">特別観覧料返還申請書</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">多賀城市教育委員会教育長 殿</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申請者住所 氏名 連絡先</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">下記のとおり特別観覧料の返還を受けたいので申請します。 記</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">返還申請の理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>返 還 額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	特別観覧料返還申請書		年 月 日	多賀城市教育委員会教育長 殿			申請者住所 氏名 連絡先	印		下記のとおり特別観覧料の返還を受けたいので申請します。 記			返還申請の理由			返 還 額	円		備 考		
特別観覧料返還申請書		年 月 日																																									
多賀城市教育委員会教育長 殿																																											
申請者住所 氏名 連絡先	—																																										
下記のとおり特別観覧料の返還を受けたいので申請します。 記																																											
返還申請の理由																																											
返 還 額	円																																										
備 考																																											
特別観覧料返還申請書		年 月 日																																									
多賀城市教育委員会教育長 殿																																											
申請者住所 氏名 連絡先	印																																										
下記のとおり特別観覧料の返還を受けたいので申請します。 記																																											
返還申請の理由																																											
返 還 額	円																																										
備 考																																											

別紙 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則様式第3号

新	旧																								
<p>様式第3号（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">特別観覧料免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>多賀城市教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 団体名 代表者名 連絡先</p> <p style="text-align: right;">—</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり特別観覧料の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">免除申請の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観覧年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日（曜日）</td> </tr> <tr> <td>観覧時間</td> <td style="text-align: center;">前 午 時 分 ~ 午 時 分 後</td> </tr> <tr> <td>観覧人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引率者職氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	免除申請の理由		観覧年月日	年 月 日（曜日）	観覧時間	前 午 時 分 ~ 午 時 分 後	観覧人数		引率者職氏名		備考		<p>様式第3号（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">特別観覧料免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>多賀城市教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 団体名 代表者名 連絡先</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり特別観覧料の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">免除申請の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観覧年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日（曜日）</td> </tr> <tr> <td>観覧時間</td> <td style="text-align: center;">前 午 時 分 ~ 午 時 分 後</td> </tr> <tr> <td>観覧人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引率者職氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	免除申請の理由		観覧年月日	年 月 日（曜日）	観覧時間	前 午 時 分 ~ 午 時 分 後	観覧人数		引率者職氏名		備考	
免除申請の理由																									
観覧年月日	年 月 日（曜日）																								
観覧時間	前 午 時 分 ~ 午 時 分 後																								
観覧人数																									
引率者職氏名																									
備考																									
免除申請の理由																									
観覧年月日	年 月 日（曜日）																								
観覧時間	前 午 時 分 ~ 午 時 分 後																								
観覧人数																									
引率者職氏名																									
備考																									

第3条の規定による改正（多賀城市立図書館条例施行規則の一部改正）

新	旧
<p>多賀城市立図書館条例施行規則 平成28年2月29日 多賀城市教育委員会規則第7号</p> <p>本則 略 附則 略 様式第1号 略 様式第2号 <u>別紙のとおり</u> 様式第3号～様式第6号 略</p>	<p>多賀城市立図書館条例施行規則 平成28年2月29日 多賀城市教育委員会規則第7号</p> <p>本則 略 附則 略 様式第1号 略 様式第2号 <u>別紙のとおり</u> 様式第3号～様式第6号 略</p>

新

様式第2号(第6条、第7条、第10条関係)

多賀城市教育委員会 殿

「多賀城市図書館条例」、「多賀城市図書館条例施行規則」を確認しましたので、自筆にて以下の事項を記入の上、登録の申込をいたします。

利用 申 込 書	フリガナ				年 月 日
	●氏名				
	●電話番号 1 (自宅/携 帯)	市外局番からご記入下さい。 — —	●電話番号2 (自宅/携 帯)	市外局番からご記入下さい。 — —	
	●生年月日	年 月 日			
	●郵便番号	*郵便番号を必ずご記入下さい。	●住所	フリガナ 都・道 府・県	市・区 郡
フリガナ					建物・マンション名 部屋番号まで記入を お願いいたします。
<p>■保護者同意欄(申込者が12歳以下の場合のみ、保護者の方の同意が必要です)</p> <p>私は、上記の条例、規則に記載された内容(個人情報の取り扱いに関する部分を含みます)を確認し、上記の者が登録の申込をすることに同意いたします。</p>					
フリガナ		(電話番号)	(ご本人様との続柄)		
保護者氏名		— — —			
<input checked="" type="checkbox"/> 図書館利用受付 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新(利用者情報変更 1.有 2.無) <input type="checkbox"/> 利用者情報変更 <input type="checkbox"/> 再発行 ●受付日 年 月 日					

旧

様式第2号(第6条、第7条、第10条関係)

多賀城市教育委員会 殿

「多賀城市図書館条例」、「多賀城市図書館条例施行規則」を確認しましたので、自筆にて以下の事項を記入の上、登録の申込をいたします。

利用 申 込 書	フリガナ				年 月 日
	●氏名				
	●電話番号 1 (自宅/携 帯)	市外局番からご記入下さい。 — —	●電話番号2 (自宅/携 帯)	市外局番からご記入下さい。 — —	
	●生年月日	年 月 日	●性別	男 / 女	
	●郵便番号	*郵便番号を必ずご記入下さい。	●住所	フリガナ 都・道 府・県	市・区 郡
フリガナ					建物・マンション名 部屋番号まで記入を お願いいたします。
<p>■保護者同意欄(申込者が12歳以下の場合のみ、保護者の方の同意が必要です)</p> <p>私は、上記の条例、規則に記載された内容(個人情報の取り扱いに関する部分を含みます)を確認し、上記の者が登録の申込をすることに同意いたします。</p>					
フリガナ		(電話番号)	(ご本人様との続柄)		
保護者氏名		— — —			
<input checked="" type="checkbox"/> 図書館利用受付 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新(利用者情報変更 1.有 2.無) <input type="checkbox"/> 利用者情報変更 <input type="checkbox"/> 再発行 ●受付日 年 月 日					

議案第20号

成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになる。このことから、下記の事項について、教育委員会の議決を求める。

記

対象年齢について

令和4年度以降の式典の対象年齢は、従来どおり20歳とする。

令和3年10月25日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について

民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、本市開催の成人式における対象年齢を決定するものである。

1 民法改正の概要について

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立した。

民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つもので、この年齢は、明治29年(1896年)に民法が制定されて以来20歳と定められてきた。これは、明治9年の太政官布告を引き継いだものといわれている。

成年年齢の見直しは、明治9年の太政官布告以来約140年ぶりであり、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられる。

今回の改正は、令和4年4月1日から施行される。

2 成人式について

(1) 成人式の概要について

成人式については、その実施の具体的な方法が法律で定められているわけではなく、その対象年齢を何歳とするか等、成人式の在り方については地方公共団体の判断で決められるものである。

なお、祝日法において、成人の日は「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日と定められているが、「おとな」の年齢については明確な定義は設けられておらず、民法の成年年齢と必ずしも一致するものではない。

(2) 本市の成人式について

本市成人式は、1月の成人の日を含めた3連休の中日に市民会館大ホールで開催しており、新成人の代表者で構成する実行委員会が運営主体となり、自ら式典の企画・運営に携わっている。

これまでの成人式への参加状況は次のとおりである。

(単位:人)

年度	H30	H31	R2
市内在住者／住民登録者数 (参加率)	419/722 (58.0%)	481/699 (68.8%)	390/686 (56.9%)
市外在住者	44	61	48
参加者合計	463	542	438

3 社会教育委員へのアンケート調査結果について(令和3年3月実施)

問1 対象年齢について、どちらが望ましいですか

選択肢	回答件数
ア 従来どおり20歳対象での開催	4
イ 18歳対象での開催	6
合計	10

<理由>(複数回答可能)

ア 従来どおり20歳対象での開催

選択肢	回答件数
1 大学受験や就職活動への配慮のため	2
2 18歳対象の場合、経済的負担が大きいため(スーツ着付けの費用等)	1
3 その他	1
合計	4

イ 18歳対象での開催

選択肢	回答件数
1 高校卒業など人生の転機にも当たるため	2
2 民法と同じ年齢に合わせるため	6
3 その他	0
合計	8

問2 名称について従来どおり20歳を対象とした場合、「成人式」以外の名称での開催となりますがふさわしいと思うものをお選びください。

選択肢	回答件数
1 二十歳(はたち)を祝う会	3
2 二十歳(はたち)を祝う成人の集い	3
3 その他	1
合計	7

4 成年年齢引き下げに伴うアンケート調査の実施について

(1) アンケート調査実施の目的について

今回、令和4年度に18・19歳となる方とその保護者を対象にアンケート調査を実施し、成人式の対象年齢を決定するための判断材料とするものである。

(2) 調査概要について

- ①対象者 市内在住の平成15年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方及びその保護者
- ②対象人数 1,195名(令和3年9月1日現在) 17歳598人、18歳597人及びその保護者
- ③調査期間 令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)まで
- ④回答方法 WEBアンケート調査(多賀城市HP内)

(3) アンケート調査結果について

有効回答数 515件(うち17・18歳の回答率 32.5%(388人/1,195人))

問1 あなたにあてはまるものを選択してください

選択肢	回答件数	構成比
平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれ	224	43.5
平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれ	164	31.8
保護者	127	24.7
合計	515	100.0

問2 成人式式典の対象年齢についてお聞きします。

選択肢	回答件数	構成比
ア 従来通り20歳としたほうがよい (平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方) (平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方) (保護者)	485 (210) (149) (126)	94.2
イ 18歳としたほうがよい (平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方) (平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方) (保護者)	30 (14) (15) (1)	5.8
合計	515	100.0

問3 問2でアと答えた方にお聞きします。その理由で当てはまるものを選択して下さい。

(複数回答も可能)

選択肢	回答件数	構成比
ア 大学受験や就職活動への配慮のため	328	36.7
イ 18歳対象の場合、経済的負担が大きいため	118	13.2
ウ 全ての法定年齢が引き下げられないため(飲酒等は引き続き20歳から)	223	25.0
エ 20歳で行う今までの伝統を大切にしたいため	176	19.7
オ その他	48	5.4
合計	893	100

<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数年越しに学生時代の友達と会うことが成人式での楽しみの1つであると思う。 ・飲酒などは20歳からなのに成人式が18歳になるときりが悪いから全部20歳がいいと思うから ・大学とか卒業して、仕事に就いたりして自立できるようになってから成人式で家族やお世話になった人に感謝を伝えたい。 ・高校在学中に成人式を行うと、一月に行った場合、三月に卒業式があるので、近い間に式典が2回あるのは大変だと思うからです。また、高校時代の友人に久しぶりに会うという楽しみが無くなると思います。 <p style="text-align: right;">など</p>

問4 問2でアと答えた方に続けてお聞きします。その際の式典の名称はどのようなものだと思いますか。

選択肢	回答件数	構成比
ア 二十歳(はたち)を祝う会	90	18.5
イ 成人の集い	47	9.7
ウ 二十歳(はたち)を祝う成人の集い	44	9.1
エ 成人式	291	60.0
オ その他	12	2.5
未回答	1	0.2
合計	485	100

その他 ・新成人式 ・名称はいつでもいいと思います。	など
----------------------------------	----

問5 問2でイと答えた方にお聞きします。その理由で当てはまるものを選択して下さい。

(複数回答も可能)

選択肢	回答件数	構成比
ア 法律で定められた成年年齢に合わせるべきだから	28	36.9
イ 成人式に参加することが契機となって大人の自覚が生まれるから	24	31.6
ウ 地元にいる時に開催されたほうが対象者が集まりやすいから	21	27.6
エ その他	3	3.9
合計	76	100

その他 ・20歳だと地元に住まない可能性があるから。 ・18の時にみんなと会える時に成人式がしたい。	など
--	----

5 他自治体の決定状況について

(1) 全国各自治体(全1,718市町村)の決定状況について(令和3年1月現在)

(回答自治体数1,081自治体)

決定・検討状況	自治体数	対象年齢	自治体数
決定している	586	18歳	0
		19歳	0
		20歳	560
		21歳	26
検討中	435	—	—
検討していない	60	—	—

※成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議「成人式の時期や在り方等に関する分科会」調べ

(2) 宮城県内各自治体の決定状況について(令和3年8月24日現在)

対象年齢	自治体名(全35市町村)
20歳	(18市町村) 仙台市、石巻市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、大崎市、柴田町、亶理町、七ヶ浜町、利府町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町
18歳	現時点でなし

6 本市の決定内容について

(1) 対象年齢について

令和4年度以降の式典の対象年齢は、従来どおり20歳としたい。

【理由】

- ・18歳は大学受験や就職活動といった人生にとって大事な時期であり、この時期での開催は新成人にとっての負担が大きくなり、参加者の減少が懸念される。
- ・新成人は式典の企画・運営等に実行委員会として携わっているが、18歳を対象年齢とした場合、大学受験や就職活動のため実行委員会に携わることが困難となる。
- ・アンケート調査の結果、94.2%の方が20歳での開催を希望している。

(2) 式典の名称について

令和4年度以降の式典の名称は「成人式(二十歳を祝う会)」としたい。

【理由】

- ・アンケート調査の結果、「成人式」が60%、次いで「二十歳を祝う会」が18.5%と回答が多かった。
- ・「成人式」は、これまで長らく親しまれてきた名称であり、今後も伝統を継承していくために名称として残していく。
- ・一方で、名称を「成人式」のみとした場合、対象年齢を18歳と勘違いされることが懸念されるため、「二十歳を祝う会」を名称に加えることで対象年齢を明確にする。

7 今後の周知方法について

市広報誌及び市ホームページ等SNSを活用し、市民に広く周知する。